

議案第 23 号

志摩市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

志摩市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成 16 年条例第 136 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「これらの者」を削り、同項ただし書を削り、同条第 3 項中「これらの者を」を削り、同項ただし書及び同条第 4 項ただし書を削り、同条第 5 項中「15 歳」を「18 歳」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の志摩市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る福祉医療費の助成について適用し、同日前までの診療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。